

北方辺境藩研究序説

——津輕藩に課せられた公役の分析を中心に——

長谷川 成一

はじめに

津輕藩の官撰史書「津輕一統志」に、次の条（慶安元年）が記載されている。

一同年公儀御普請方御役人庄田小左衛門朝比奈源六より御普請御役御在番等有無の儀被相尋に付、御答、権現様御代より右御役被遊御免、台徳院様御代より当御代まで、御役不被仰付、御上洛の節、於京都の節京都辻堅メ被仰付外、御役御勤不被成候旨御書上、^①

（傍点筆者）

右の記述によれば、津輕藩では家康以来三代家光の治世に至るまで、御手伝普請を幕府から命ぜられた事もなく、しかも城の警備などの在番を経験したことさえもない事になる。課せられた役らしきものと言えば、前後の関係から類推すると、寛永十一年に上洛の折、津輕信義が京都の辻固めを勤めたのみであると、津輕藩では幕府普請方役人に報告しているのである。

周知の如く幕藩制成立期における大名領主権は、統一政権が課す軍役を中軸とする諸奉公の遂行という形で形成された。関ヶ原の

役以後には、普請役・参勤・上洛随伴を諸大名に課することによって、その強化がなされた。特に城郭などの普請役が賦課されることにより、幕府と外様大名との間に幕藩主従関係が確立したといってもよい。幕藩制の成立に関する右の通念からすれば、二つの意味において前掲「一統志」所載の条は、興味深い問題をなげかけている。その一つは、成立期において津輕藩が普請役のみならず公役一般を命ぜられないとするならば、同藩の領主権力の形成及び強化はいかにしてなされたのか。今一つは、津輕藩と幕府との主従関係は如何なる事態において形成されたのか。すなわち北方辺境に位置する津輕藩の幕府に対する奉公は、如何にしてなされ、それは幕藩主従関係をどのように規定する性格のものであったのかということになる。

公役については、慶長二十年七月の武家諸法度第九条に、「蓋シ公役の時者可随其分限矣」^②とあり、また元和三年六月の武家諸法度第二条にも「公役者可随分限事」^③と定められていて、参勤・上洛とあわせて公役一般は大名の分限に随うべきことと規定されている。寛文三

年の同法度になると、上洛の項は消えて「但シ公役者任教令、可随分限事」⁽⁴⁾と記される。天和令には「人馬兵具等、分限に⁽⁵⁾応し可相嗜事」⁽⁶⁾と定めてあり、幕藩体制下における諸大名は、石高を規準とした賦課体系に基づいて動員され、公役をはたしたのである。

ところで善積美恵子氏の述べておられるごとく、城普請や上洛・出陣のみが公役ではなく、江戸城の警備や火の番、勅使饗応など大名の全ての課役は、広義の軍役(公役)と考えなければならない⁽⁷⁾。その意味において、「一統志」の言う如く、津輕藩は決して公役を課せられた経験⁽⁸⁾を有しないのではなく、成立期のみならず近世全期を通じて、実は様々の役賦課をされているのである。すなわち津輕藩は幕府に対して、同藩独自の奉公をはたしたのであるから、公役の内容を吟味することによって、幕府と津輕藩両者の関係構造を解明できるものと考えるのである。

本稿においては、幕府から津輕藩が命ぜられた様々な公役について、成立期から崩壊期に至る全時代にわたって検討を加え、その特質を見究めることによって、幕藩体制において北方辺境に位置づけられた同藩の役割と機能を考察するつもりである。

註 (1) 「新編青森県叢書」一(歴史図書社、昭和四十九年)

二四七頁。

(2) 「御触書寛保集成」(岩波書店、昭和五十一年)一号。

以後、同書を「寛保集成」と記す。

(3) 右同書 二号。

(4) 右同書 五号。

(5) 右同書 六号。

(6) 右同書 七号。

(7) 善積美恵子「御手伝普請について」(学習院大学文学部研究年報 一四 昭和四十二年)一一八頁。

一 成立期津輕藩の公役

文禄二年四月、津輕為信は伏見城において豊臣秀吉に謁し、津輕三郡と合浦一円の安堵朱印状を得たといわれている⁽¹⁾。領知高は既に四万五千石と決定されていたのであるから、津輕氏に対しては、右の石高に沿った公役が賦課されるのである。しかし慶長五年の関ヶ原役の功によって、翌六年に上野国大館など六ヶ村に二千石を為信が増されたため、津輕氏の領知高は四万七千石となり⁽²⁾、化政期の高直りまで右の高が役賦課の基準となった。本章では、成立期における江戸幕府と津輕藩との公役の性格を考察する目的から、問題とする年代の範囲を慶長五年以降とし、四代信政の治政前期(延宝期)までの期間について検討する。

さて初代藩主為信の時代は当地方の史料制約(文書史料の欠如)もあり、史実を明確にし得ない場合が非常に多く、幕府から津輕藩がいかなる公役を賦課されたのか、関ヶ原の役における出動を除けば、現状では皆目見当がつかない。しかも同戦の出陣人数三千余人の内訳は、津輕記などによって知られるのみで、これもまたはっきりしない。所謂公役として幕府から賦課された内容が次第に明確になるのは、次の信枚

の代に入ってからである。先に「一統志」所収慶安元年の条を引き、御手伝普請・在番の有無について若干言及したが、本章では「一統志」所収の右の条がはたして正確であるのかという点を念頭において論を進めてゆきたい。

幕藩制成立期における典型的な軍役の発動形態としては、大坂の陣にみられるような軍事出動と、それと近似した形である將軍の上洛による諸大名の供奉、諸城郭・建築物の普請役賦課の三つが主要なものとしてあげられるであろう。軍事出動の面で津輕藩は、慶長十九年、大坂の陣に際して総勢三千余を出動させた経験をもつ。その時には実際の戦闘には参加せず、本多正信らの説得によって帰国した^④。しかし出動人数は別として、装備そのものは鉄砲二百挺、槍二百筋、弓二百張、手弓・持弓三十張など^⑤、領知高四万七千石の大名にしては、幕府の定めた軍役令と比較して大幅に超過しており、徳川家に対する忠誠の証しとして津輕信枚は過大な軍備を備えたものと思われる。

大坂の陣においては、一万石以上の大名の軍役人数割は定められておらず、正確な比較はできないまでも単純に一万石の規定に四・七を掛けて算出しても、各二倍以上の数量を備えた。また寛永十年の軍役人数割によってみて^⑦も（寛永度のそれは、負担が緩和されている）、津輕藩の装備は鉄砲において七万石のそれと同じであり、弓・鎗は十万石の負担を超過した。大坂に参陣した外様大名は、大概右のような過重な軍役負担をしているので、同藩のみを特異視するつもりはないが、この場合注目されるのは、忠誠の証左である「た

しなみ」の程を発揮する機会を津輕藩は与えられなかったことである。慶長十九年十一月二十五日、信枚の引率する津輕勢は大坂住吉に到着し、家康に参陣を願ひ出たが許可されなかった。その間の事情に關して、「寛政重修諸家譜」には、「一方の攻口を請たてまつるところ、かかる時節にのそみては、遠國のことおほつかなくおほしめすのあいだ、すみやかに封地にかへるへきむね、敵命あるに より帰城す^⑧」とあり、また「東北ノ鎮庄スヘキノ旨懇命ヲ賜」（津輕弘前家譜 乾^⑨）って信枚は帰国した。右の外に家康が信枚に帰国を命じた理由として、「津輕旧記」には次の文言が収められている。

東奥遠遠といひ、殊に津輕ハ蝦夷北狄之押へ、大切なる要服之地たる間、此度は望に難被任、偏に在を頼む処也、早速帰國有へき旨被仰ければ、公御面目にあまり、御感涙に及び、御前を立さられ、此上者、一時も早く帰國有へきなりとて、本多殿へも御礼を尽され、夫より軍兵共に、此赴^⑩を伝えられ、大坂を御立被成候、（下略）

家康が果して右の如く信枚へ直言したかどうかその真偽の程は、他の一次史料の提出がなされなければ確かめようはないが、少くともここにみられる幕藩為政者の対津輕藩観は、ある程度窺い知れよう。つまり「蝦夷北狄之押へ」としての津輕藩なのであるから、大量の軍兵を大坂に移動した場合、その方面が手薄になるのを危惧するというものである。この後、信枚・信義兩代を通じて津輕藩には軍事出動は命ぜられておらず、寛永十四・十五年の島原の乱に際しても、情況連絡のみで幕閣から出動の要請はなかった^⑪。寛文九年のシャク

シャインの反乱における津軽藩への出動要請や、後章でも言及するが北方警備問題とも睨みあわせると、右の対津軽藩観はいささかも近世全体を通じて変更はなく、言い換えると、それは幕藩制の中で津軽藩がはたした役割の一つであり、幕藩制が崩壊するまで基本的には不変であったのではないかと考えるのである。

大坂の陣の後、津軽藩が軍事出動を命ぜられたのは、寛文九年、蝦夷地に勃発したシャクシャインの乱においてであった。「松前表御加勢人数定¹²⁾」によれば、津軽藩の出兵準備人数は三隊に分けて合計千五百八十二人に及んだが、八月七日鯉ヶ沢から松前へ渡海したのは第一陣杉山吉成以下七百余人であった¹³⁾。結局、右の反乱は松前藩の謀略によって鎮圧され、津軽藩兵は戦闘に参加することなく十一月十日に帰弘した。「松前へ加勢日限之覚¹⁴⁾」によれば、幕府が津軽藩に要請した出動兵数は「雑兵五百人」であった。出動日数を九十五日間として、一人一日に付五合宛の兵糧米五百人分、すなわち積米二百三十七石五斗を坂田(酒田)で幕府勘定方より受領した¹⁵⁾。

反乱勃発の当初、津軽藩が準備した人数は別に措くとして、慶安二年十月に定められた「軍役人数割¹⁶⁾」によれば、四万石の大名の軍兵は七百七十人と規定されており、同藩の出兵した人数七百余人に該当する。幕府はあらかじめ出兵員数を明示せずに派遣を命じているが、反乱終結後、前述の通り雑兵五百人分の兵糧米を給与しており、幕府の思惑と津軽藩のそれとが微妙に相違している。津軽藩としてはまさに軍役令に決められた出動体制を採用せざるを得なかったものであって、幕府が暗に同藩へ期待した五百人の出動人数は、二

〜三万石級の軍役量にすぎない¹⁷⁾。シャクシャインの反乱は、確立期幕藩制の中で起った唯一の異民族の反乱であり、一時は松前藩も苦境に立たされ、前述の如く謀略によって鎮圧した程であるので、その勢力は侮り難い面もあったであろうから、幕閣は津軽藩には後備の兵を温存させる意向を有していたのかもしれない。七月十八日付の北村弥右衛門覚書状によれば、天候が悪ければ渡海は見合せ、松前へ狄(アイヌ)の乱入があったならば、津軽藩は「船軍たるべく候」と水軍の役目に重きを置き、積極的に再度松前に上陸して撃つて出るようには命じていないので、大量出兵はもとより幕閣の望む所ではなかったのである。しかし兵糧米の給付は型通り行われ、一方津軽藩は規定をあくまでも遵守して派兵を実施した。このように派員に関して幕藩相互に対応の仕様が相違したとはいえ、全体としては規定の二倍の人員を準備するなど、定められた軍役以上に出兵を意図した所に、成立期における同藩の軍事出動の特徴があるといえよう。

次に將軍の上洛は、家康が將軍職についてより度々実施されたが、上洛供奉を津軽藩が命ぜられたのは、元和九年七月の家光將軍宣下の際と、寛永十一年七月津軽信義が命じられた二回のみであると、少くとも従来の研究ではそのように認識されている。はたしてそうであろうか。筆者は、この外に二回は存在し一度は元和三年、今一度は元和五年であり、後者の元和五年度は上洛の準備はしたものの、実現には至らなかつたものと考ええる(両方共に信枚が秀忠に供奉した)。

元和三年六月十二日の上洛の節、供奉のため先発した大名は、秋

田藩採集文書須田盛秀の書状によれば、一番手が伊達政宗で津輕信枚は六番手を命ぜられ、東国大名が上洛の先手を勤めた。今度の上洛は家康の死後、秀忠の威光を天下にしろしめると同時に、五月に諸大名へ交付した秀忠の領知朱印状に基き、譜代大名を西国に配置する意図を有していたので、伊達氏や津輕氏などの東国大名はいわば露払いとしての役目を負った。しかも山城・大和を中心とした皇室と関係の深い寺社の法度を定め、所領安堵もおこない、外様大名（豊臣氏と縁の深い者達）の改易転封を実施するなど、⁽²¹⁾ 对朝廷、西国大名の関係からも、この上洛は重要な意義を有していた。

元和五年の場合は翌六年の和子入内に際して、秀忠が五月八日に江戸を出発している。⁽²²⁾ 津輕藩は当該上洛に備えて準備を進めていたらしく、「梅津政景日記」第四卷元和五年四月廿一日の条に「一律輕越中様より成居四郎兵衛、高屋豊前兩人を以、信太兵部少、拙者方へ御状、御口上之様子ハ、御上洛御手前語り候て不罷成様子ニ候間、屋形様より御借金有度由、御意被成候間、申上、判金百枚借シ申候、越中様御手暨、御前へ指上申候、当秋御済可有二而候」⁽²³⁾ と記されており、上洛を前に手元不如意のため、秋田藩に判金百枚の借用を申入れている。この借金の返済は津輕藩にとって容易ならざるものであったらしく、秋田藩へは十二年後の寛永八年十一月、信枚の遺言によって完済するという始末であった。⁽²⁴⁾ 隣藩への金策にも拘らず、今回の上洛は幕閣によって免除させられた模様である。未だ年代を確定する段階にはないが、次の史料を見ていただきたい。

取前も如申入候御上洛之御供御免ニ御座候之間、路次迄御出候

共、御帰国可被成候、恐々謹言、

五月廿日

安藤对馬守重信（花押）

土井大炊助利勝（花押）

酒井備後守忠利（花押）

本多上野介正純（花押）

酒井雅楽頭忠世（花押）

津輕越中守殿

人々御中⁽²⁵⁾

すなわち途中であつても信枚の上洛を免除する旨が、幕府年寄衆によって伝えられている。差出人中の安藤重信ほか四名の年寄は、和子入内の時期に幕府の最高職に位置した人物達で、入内に關しても様々な指令を下している。⁽²⁶⁾ また元和六年には秀忠は上洛しておらず、元和九年の上洛には信枚が供奉しているだけでなく、同年には本多正純・安藤重信は既に年寄を退いているので、本文書は入内直前の元和五年入洛の時点と考えて差し支えないものと思われる。信枚が何故上洛を免除されたのか、その理由は不明であり今後の研究課題として残しておきたい。

元和九年の上洛は、津輕信枚公御代日記の同年七月二十七日の条によれば、騎馬五十騎と雑兵五百人余を従えて信枚が供奉した。三代家光の將軍宣下のためであるから、それこそ盛大におこなわれ、津輕藩でも「御徒より以下又者まで徳万宝の笠を着申候、御番鎗錫杖の御鎗御持せなされ候」⁽²⁹⁾ 云々と美々しく供連を飾った様子が記されており、先述の大量の人数派遣とあわせて、出費は多大であつ

たものと思われる。

津軽信義の上洛は、寛永十一年六月、家光の上洛に供奉しておこなわれた³⁰。今度は秀忠の死後、家光の権威を天下に示そうとするものであり、上洛の祝儀として銀五千貫を京都市民に下し、京都以外の直轄都市大坂・奈良・堺に対しても市中の地子免許を与えるなど、三十万七千余の供奉の大軍を従え、將軍家の権威は大いに高まった。ここにおいても元和三年の節と同じく、伊達政宗は一番手として先発を命ぜられており、次に伊達忠宗、上杉定勝、佐竹義隆、南部重直、加藤式部、丹羽長重、津軽信義と、東国大名が先手を務めた³²。信義の召連れた人員は不明であるが、前年の寛永十年二月十七日に出された「軍役人数割」³³を基準として、「去年令せられたる軍役の半役たるべし」³⁴という指令に基いて出動がなされた。

信枚と信義による津軽藩の上洛の中で、元和五年の場合を除き

(元和五年は上洛を命ぜられて用意を整えていたにも拘らず、急遽免除された経緯があり、初めから命ぜられなかった寛永三年とは趣を異にする)、初めて津軽藩が供奉した元和三年の上洛をみても、人数差出しは大坂の陣の半役と定められたのではなからうか。大坂の陣に出動した津軽藩の人数は前記の通り三千余人であり、元和九年に信枚が上洛に召連れた人数は千五百余人となっていることを考えあわせると、津軽家の上洛供奉人数は、元和三・九年の段階では大坂の出動員数を基準に算定され、それに依拠していたといえるであろう。また元和三・寛永十一兩年の上洛においては、他の東国諸大名と共に先鋒を命ぜられて先発しており、朝廷・西国大名に威圧を加えんと意図

する幕府の先手として、その役割をはたした。

津軽藩に賦課された公役の中で、右に述べた軍事出動や上洛供奉のほかに、御手伝普請は先の「一統志」の条によれば、慶安元年までは賦課されたことがないということであった。しかし次に掲げる江戸幕府年寄普請奉行連署奉書を見る限りにおいては、右の記述を簡単に首肯する訳にはいかないであろう。

急度申入候、仍下総国うなかミ之船入候御普請千石夫ニ被仰付候条、道具以下有御用意慥成奉行御指副、五月廿五日至彼地参着候様ニ可被仰付候、右之旨為上意如此候、恐々謹言、

四月廿六日 安藤対馬守重信(花押)

土井大炊助利勝(花押)

石川八左衛門尉重次(花押)

内藤金左衛門尉忠清(花押)

青山図書助成重(花押)

津軽右京亮殿へ

右の奉書には年記がないが、おそらく慶長十四年四月、幕府が東北諸大名に下総国海上郡の銚子築港の役を命じた時のものである。

「上杉年譜」⁶によれば、四月に海上船入の普請の命があり冬十月には完工した旨が知られる。また佐竹氏、相馬氏も動員された由がみえるが、津軽氏は不明で、現時点では当該普請の実態は明確にはされていないものの、右の奉書から津軽氏にも役が命ぜられて居たとがわかる。宛名の右京亮は恐らく津軽為信の官職を指すのであろうが、為信は慶長十二年に既に死去しており³⁷、その点不可解な向きもなし

とはいえないが、大熊事件も落着し信枚の跡目相続が決定したのは当普請と同年であることを想えば、奉書の宛名を取りあえず前当主の官名である右京亮を記したのではなからうか。右の外に筆者が奉書を十四年と推定するもう一つの根拠として、連署者の青山成重は慶長十三年十二月に加判役を命ぜられ、⁽³⁸⁾それに加えて石川・内藤も同時期に普請奉行を務めていることから、⁽³⁹⁾加判者ならびに普請の内容からして、本奉書は慶長十四年四月廿六日と考えてよいであろう。

奉書に記載の如く銚子築港の工事が、千石に一人の割合で人夫を差出す「千石夫」によることを命じているのは興味深い。周知の如く銚子は「奥羽海運屯泊之要津」と「下総旧事考」⁽⁴⁰⁾に記されているように、東北大名が江戸と接触をもつための流通の枢要を占める位置にあったために、幕府としても利用効率の高い奥羽東北諸大名に千石夫による役賦課を命じたものであろう。千石夫は慶長八年の江戸市街建設の時に初めて現われた課役であり、諸大名は通常千石に一人という割合よりも多く人夫を供出するのが慣例となっていたようである。上杉家の場合も、厳密に言えば三十万石の領知高からすれば三百人の役儀であるのに、⁽⁴¹⁾数千人を派遣したので、津軽藩も恐らくそれに倣って多数の人夫を差出したものと思われる。

慶長年間には銚子築港の手伝普請のほかに、同十六年から十八年にかけて内裏造営がなされたが、その際動員された大名の中に津軽信枚の名がある。⁽⁴²⁾助役大名は総人数二百五十二人、総石高千四百九十二万八千五百二十石であって、ほぼ全国の大名を網羅した普請であった。⁽⁴³⁾「当代記」に、遠国たる理由によって関東衆は「銀を相上、

此銀板倉伊賀守、大工大和守相請取、京ノ町人賃ニテ行之⁽⁴⁴⁾とあるので、津軽藩の場合も関東衆よりも遙かに遠国であるから、普請銀を上納するのみで実際に普請作事は担当しなかった可能性も考えられる。しかも、この後、承応年間にも御所築地造営は大名の課役と定められたが、慶長期の関東大名の如く普請銀を納めるように命じた。善積氏が指摘するように、右の形態をとったのは江戸時代前期では御所の普請のみであり、それ故御所の造営は幕藩関係の規定する手伝普請の範疇からはやや外れるであろう。⁽⁴⁵⁾なお、「禁裏御普請帳」⁽⁴⁶⁾に四万石津軽越中守と記されているが、「朝野旧聞袋稿」五百九十一⁽⁴⁷⁾の按文にもある通り、この石高は各大名の全領知高を示すのではなく、課役を当てられた高を指すものと考えられる。即ち津軽藩の普請負担高は四万石であり、全領知高に今度の普請役は賦課されなかった訳である。同じ東北大名でも上杉氏は、幕府年寄の土井利勝よりの命によって、禁裏築地造営のため全領知高を書き上げさせられ、上杉景勝拝領分の三十万石全てに役を課された。⁽⁴⁸⁾このように全領知高に役を賦課された大名も存在すれば、津軽氏のように領知高は四万七千石であるにも拘らず、内四万石にのみ課役を負担させられる二様があった。

管見の限りでは津軽藩の領知高について記された史料で、後の家記とか編纂書以外に、一応当時の記録に津軽藩の石高が現われたのは、「禁裏御普請帳」が初めてではないかと思われる。ここに津軽藩が石高を基準として組成された幕藩制の軍役体系に組み込まれた姿をあらわしており、禁裏造営の手伝普請とはいえ、右の御手伝普

請の意義は、慶長十三年における銚子築港の場合とは違った意味で大きいと言わねばならない。

慶長年間に津輕藩へ賦課された普請役としては右の二件を挙げるに留るが、元和期には普請を命ぜられた史料は見当らない。寛永期に入って寛永十二年の江戸城天守台御手伝が「佐藤家記」を引用した歴代記類⁽⁴⁹⁾にみえる。現在、同家記が典拠とした史料をみることは不可能であるので、その真偽の程を確認することはできない。幕府の正史である「実紀」にも「東京市史稿 皇城篇一」（臨川書店、昭和四十九年）にも津輕藩へ天守台の普請を命じた記録を見出すことはできないし、また「史料綜覧」巻十七にも該当する記事がみえないことは勿論、同書に載せられている史料で、右の事を記しているものを管見の限りでは発見できなかった。但し幕府は翌十三年正月八日、西国・四国・中国及び関東・奥羽の諸大名に江戸城外郭の修築を命じており⁽⁵⁰⁾、それに津輕藩も参加した可能性が無しとは言えないが、「実紀」の同日の条には、各大名の助役とその請負場所が詳細に記載されているにも拘らず、津輕藩の名はない⁽⁵¹⁾。右の情況においては、新史料の発掘がなされぬ限り可否の断定は差控えねばならないが、寛永十二年の天守台普請助役は、「佐藤家記」のみに記された記事であって、幕府・他藩の史料には全く見えず、しかも慶長十四年の銚子築港の如く一次史料も見出せぬ現状では、明確な形で以てこの普請を事実としては認定しかねる。また寛永年間における江戸城の全普請に、津輕藩は参加していないことも参考のため付け加えておく⁽⁵²⁾。

所謂石高を基準とした軍役体系からは外れ、算定された軍役量として計ることができない役のあることは、予め言及しておいたが、成立期津輕藩の場合も幕府からその種の役を負わされた。一つは罪人の預りであり、一つはそれと類似した形ではあるが、キリシタン流人の受け取りである。

津輕藩への預人は慶長十四年（正確には、この時点では松前であって、津輕には同十九年）に預けられた花山院忠長を初めとして、約十六名（弘前に来なかった人物も含めて）を数えることができ、⁽⁵³⁾中には柳川一件で有名な柳川調興、相良騒動の相良長兄などが津輕の地へ流された⁽⁵⁴⁾。流謫の人々の津輕地方に与えた影響については、既に言い尽されているので付言すべきことはないが、梶川左門が寛文六年に流されたのが最後である。またキリシタンの流罪は、慶長十九年六月、京坂地方の信者七十一名が津輕へ遠流に処せられた事があり、その経過については白戸谷正司・松森永祐・宮崎道生各氏の研究に詳細に述べられているので参照されたい。この後も津輕への転キリシタンの配流は続くものの、大概正保・慶安期までの間に実施された模様で、その後は史料の上からも確かめることはできない⁽⁵⁶⁾。しかも寛文期に入ると宗門改を幕府から命ぜられるようになって、むしろ領内の監視強化を実行しているので、新たなキリシタンの受入れは実際上行われなかったのではなからうか。

このように、預人もキリシタンも全て慶長期より寛文期迄に津輕へ流され、同藩で監察することになったのであるが、其以後は罪人の預りを負担した事はなく、流謫の人々を預るのも成立期津輕藩の

幕府に対する奉公、すなわち広い意味での軍役の一つを形成したのである。

註① 「弘前市史 藩政編」(弘前市、昭和三十七年)二五頁。

以後、同書を「市史」と記す。「津軽一統志」(新編青森県叢書)一七五頁。以後、同書を「一統志」と記す。

② 「一統志」一九八頁。津軽歴史代記類 卷一、慶長六年の条。

「津軽歴史代記類上・下」は、「みちのく双書」第七・八集として昭和三十四年に出版されたが、誤植・誤字が多いため、本稿では弘前大学附属図書館所蔵の同書謄写本を使用した。以後、同史料を歴史代記類と記す。

③ 歴史代記類 卷一 慶長五年の条。

④ 「大日本史料」第十二編之十六 慶長十九年十一月二十五日の条。

⑤ 歴史代記類 卷一 慶長十九年七月二十三日の条。

⑥ 「徳川禁令考」前集第一 一九七号。以後、同書を「禁令考」と記す。

⑦ 右同書 一九八号。

⑧ 「寛政重修諸家譜」卷七二五(統群書類従完成会)。以後、同書を「寛政譜」と記す。

⑨ 東京大学史料編纂所謄写本 四一七五―六四四。

⑩ 前掲「大日本史料」同日の条。

⑪ 津軽古文書(東京大学史料編纂所謄写本 四一七一―二二

一)所収の堀田正盛外三名連署奉書写 十二月三日付。

⑫ 「一統志」二六三・二六四頁。

⑬ 右同書 二八〇―二八五頁の「松前御加勢出陣人数行列」による。

⑭ 右同書 二八九―二九一頁。

⑮ 右同書 同頁。

⑯ 「禁令考」一九九号。

⑰ 右同書 同号。

⑱ 「一統志」二六九・二七〇頁。

⑲ 歴史代記類 卷一 元和九年七月の条。寛永十一年七月二十一日の条。荒井清明「津軽藩創業期に於ける若干の問題」

(弘前大学国史研究 第三八号 昭和三十九年)に紹介されている「信枚君一代之自記」にも、元和三・五年の上洛に関する記事は見当たらない。

⑳ 「大日本史料」第十二編之二十七 元和三年六月十四日の条。

㉑ 「京都の歴史」五(学芸書林、昭和四十九年)四九―五二頁。

㉒ 「徳川実紀」第二篇(国史大系) 元和五年五月八日の条。以後、同書を「実紀」と記す。

㉓ 大日本古記録「梅津政景日記」第四卷五五頁。

㉔ 右同書 第八卷 一八三頁。寛永八年霜月十三・十四日の条には、津軽信枚の遺言として「先年御上洛の時分、越中守様為御用、右京大夫所より金子百枚御借用、越中様にも無御失念、平蔵様へ御ゆいごんのよし、不浅御事ニ候」とある。

(25) 江戸幕府年寄衆連署奉書（弘前市立図書館 津軽家文書 T K二一五―三四）。同図書館所蔵目録には、本文書の年代推定がなされていないが、本文中で考証した通り、恐らく元和五年五月二十日であろう。以後註に掲げる史料の中で、所在を格別断らない限りは、弘前市立図書館に収められている各文庫史料である。

(26) 朝尾直弘「『元和六年案紙』について」（京都大学文学部研究紀要 第一六号 昭和五十一年）に、当該四名の連署奉書や書状が多数収められ紹介されている。

(27) 大日本近世史料「柳宮補任」巻一。

(28) 東京大学史料編纂所謄写本 二〇四四―二〇二。

(29) 津軽信枚公御代日記 元和九年七月二十七日の条。

(30) 歴代記類 巻一 寛永十一年七月十一日の条。

(31) 前掲「京都の歴史」五 六四頁。

(32) 「史料綜覧」巻十七 寛永十一年六月二十日の条、「実紀」第二篇 同年六月一日〜八日の条。

(33) 「禁令考」一九七号。

(34) 「実紀」第二篇 寛永十一年正月九日の条。

(35) 津軽家文書（国立史料館所蔵 三〇六三）。

(36) 「大日本史料」第十二編之六 慶長十四年四月の条。同書所収の「佐竹氏記録」によれば、佐竹氏は同年六月二十二日より普請に着手し、十一月五日に完工した由がみえており、

本文の同文書に津軽氏は五月二十五日に現地に着すべきこと

を命ぜられているが、若干のズレはあるものの交通事情等を考えると、期日はほぼ似たものとみてよいのではなからうか。

(37) 前掲津軽弘前家譜 乾。

(38) 「寛政譜」巻七三一。

(39) 右同書 石川は巻二二一、内藤は巻八一〇。

(40) (36) 「大日本史料」 同月の条。

(41) 右同書 同月の条。

(42) 「実紀」第一篇 慶長十六年三月の条。

(43) 中村孝也「徳川家康公伝」（講談社、昭和四十年）五一〇

〜五一三頁。

(44) 「史籍雜纂」第二 一七五頁 慶長十六年六月朔日の条。

(45) 善積前掲論文 一一一頁。

(46) 「大日本史料」第十二編之八 慶長十六年三月の条。

(47) 右同書 同月の条。

(48) 右同書 同月の条。

(49) 歴代記類 巻一 寛永十二年の条。

(50) 「日本財政経済史料」巻四 土木之部 寛永十二年江戸城普請の項には、「松平陸奥守に命じて、桜田十八丁城湊を築しむ」とあり、寛永日記増補を引用している。津軽藩助役の記事は見えない。以後、同書を「財経史料」と記す。

(51) 「実紀」第三篇 寛永十三年正月八日の条。

(52) 「東京市史稿 皇城篇一」を参考にした。

(53) 「市史」四五〇頁。同頁に流謫の人々について詳細に記さ

れている。

(54) 相良長兄流罪の経過については、寛永十七年九月八日付の

渡辺図書書状 大道寺隼人・松野大学宛（津軽家文書 T K

二一五―三七）に詳しい。

(55) 石戸谷正司「津軽藩侯とキリシタン」（弘大國史研究 第二号

昭和三十三年）、および松森永祐「津軽切支丹の一考察」（同研究

第二号 昭和三十三年）、宮崎道生「青森県の歴史と文化」（津軽

書房、昭和五十二年）九六―一四八頁。

(56) 前掲津軽古文書所収の老中連署奉書写類。

(57) 「寛保集成」一二三四―一二三八号。

二 綱吉政権下の公役

本章において綱吉政権が津軽藩へ命じた公役を問題にするのは、一つには成立期における生・の・軍・役・発・動の形態が当時期にはみられず、しかも幕藩制が崩壊に至るまでに同藩へ賦課された所の公役が大概出揃うからである。延宝八年より宝永六年迄の三十年間に、越後高田検地、日光諸堂修復御手伝普請、神田橋辻番警備、本所火消役、各種接待役（御馳走役）を津軽藩は命ぜられており、それは約二年に一回の割合に相当した。本章では徳川綱吉が將軍襲職直後に実施した高田騒動の親裁の後、津軽藩ほか三藩に命じた天和元年の越後高田検地を初めとして、諸役の各内容を順次検討してゆくことにする。

① 越後高田検地

延宝から元禄期にかけては、大名課役による幕領検地が集中して

みられる。それは一概に大名課役だけによる検地ではなく、各地の幕領代官によっても手掛けられて来ており、検地の結果は元禄郷帳に結実した。

綱吉政権による天和から元禄に至る幕領検地は九件実施され、検地業務を担当した大名は延べ十五家を数えた^①。なかでも天和二年の越後高田検地は、津軽藩の外に信濃飯山藩松平忠俱、同高島藩諏訪忠晴、同松代藩真田幸道に命ぜられた。以下、津軽藩にとって初めて体験した当検地役については研究史が見当たらないので、検地役人の派遣から終了後の褒賞に至る過程を素描して理解を深めてゆくことにする。

天和二年三月十九日、津軽藩江戸留守居は老中阿部正武より、越後高田領の検地を命じる老中連署奉書を受領した^②。今度の検地は真田家・松平家・諏訪家・西尾家それに津軽家が担当する予定であったが、後に西尾家は国替のため免除された^③。江戸藩邸では翌日、早速主だった大名へ事情を聞かせると共に、幕府勘定組頭佐野正周に指図を仰ぎ^④、二十一日に、用人間宮勝守以下役人二十五名、足輕六十五名、長柄者四名、小人五十七名を派遣する命を下し、総奉行には大道寺繁清を任じた^⑤。派遣人員の内訳は本々間宮勝守の外同加役、検地奉行・同加役、目付、竿奉行（手廻・馬廻両組から、地方功者で代官経験者かもしくは検地業務の経験者）、算用者二十人（算用達者で、掛算・引算の功者）、郷足輕（雨具持）、物書二十人（中小姓、歩行、足輕、町人・百姓、家中の子息でもよい）、竿打二十人（大組・小組足輕の内から）であった^⑥。二十四日には幕府目付高木守勝より検地条目と水帳・絵図を手渡され^⑦、更に勘定組頭佐野か

ら「検地請取分高御帳」を渡された。^⑧それによって津輕藩の検地受持分は、高田二十四万石の内刈羽、三嶋両郡にて六万九千石余、村数七十二ヶ村と決定した。ついで各藩の担当区域の高割帳が用人達に下付されて、^⑨検地に着手する以前に検出高がある程度内示され、その事務細目については用人が寄合つて協議した。四月十五日、江戸藩邸より検地役人の一番立が出発、十七日まで三番立が出立して、現地到着は二十二～二十四日迄の間とされた。また検地に着手する「竿初」は、津輕藩の場合同月二十七日と指定された。^⑩しかし実際には、恐らく人数の不足からであろうが、一日遅れて四月二十八日が竿初となったことが知られ、検地業務に携る人数の不足は、当役を命ぜられた時点で既に懸念されていた。^⑪このため江戸藩邸の役人の外に、次に示す如く国元からも検地役人を派遣した。

四月十日 鱈ヶ沢蔵目付の派遣。

同十二日 竿奉行（手廻五人、馬廻四人）、物書二十人（中
小姓三人、步行一人）、勘定者二十一人、以上五
十人碇ヶ関発足。

同二十三日 竿奉行（手廻五人）、物書（中小姓三人、步行一
人）を派遣。

同二十五日 物書十五人発足。^⑫

この外に現地の越後に於ては、「御雇者」を新に調達するようにと、間宮勝守方へ国元から指令が与えられた。^⑬

国元からの人数派遣は右の如く順次行われて、五月二日に検地は開始し、約二ヶ月後の七月二十七日には完了した。^⑭この間、越後と

弘前の間には飛脚が頻りに行きかい、また国元からは越後へ御用金を五十両、百両と発送した。^⑮猶四月の派遣人員とは別に、七月二日には加勢として新に竿奉行手廻六人、徒目付三人、勘定六人、物書三人、竿取足軽九人など総勢四十二人で、その他に検地地方功者菊地三左衛門外三人が派遣された。これは九月中旬に検地を終了させたいと欲する国元家老の意図に基いて送られたもので、江戸藩邸での派遣編成の方式を採用して、三手分の家臣を国元で選考して至急越後に遣した。^⑯増派を繰り返した結果、七月中旬には当初の竿手十三手が十四手に増え、下旬には二十手に増加した。勘定組頭佐野正周が用人に洩した所によれば、老中は年内に検地を終了させたい所存であるとのことで、検地は七月中旬に終え、八月中旬に完了できないようでは「公儀躰之御首尾不勝御事罷成候ハ、沙汰之限」の状態になるので、「隼人ヲ初何茂打寄相談の上、御急候」と、^⑰国元の家老は危機感を深め検地の早期終了を現地へ催促した。また同じく検地に携っている諸藩の進行状況も睨み合せて、津輕藩が特に遅延のないように何度も注意を喚起し、七月中旬に終えることを現地役人に厳命した。^⑱

ここに於て津輕藩に難題が持ち上った。それは七月十五日付の大道寺繁清宛国元家老書状の中で既に指摘されていたが、^⑲間宮勝守宛の同日の書状にある如く、現地の幕府代官から渡された清書の帳面の石高と、江戸で幕府目付から下付された高割帳のそれが相違し、同じく検地条目も細部に於て違うため、所によっては再検地を行わなければならない事態が惹起した。松代藩が「不埒成儀共御座候而」

(内容は不明)、二・三度検地の改直しを幕府から命ぜられて、その前例が無い訳ではなかったので、津輕藩はその事態を恐れた。七月二十六日に幕府代官設楽孫兵衛から「帳面改」をするために検地の帳の提出を求められたが、これ以降検地を担当した竿奉行ら殆どの役人は段階的に帰国しているのを見ると、再検地という最悪の事態は回避できたものと思われる。

検地終了の報告は、八月二日に江戸藩邸から老中・勘定頭・同組頭宛に行い、十一月十一日には検地場を引払って、江戸藩邸では検地の清書を開始した。翌三年閏五月には清書も完了し、「検地総目録」を老中阿部正武に上呈し、また大老堀田正俊、勘定頭ら農政専管の諸役人にも同目録を献上した。続いて七月二十八日、江戸城検間に於て大道寺繁清、間宮勝守を始め津輕藩の重臣五名は、他藩の家臣と共に白銀・時服を下賜され労を犒われた。なお松代藩は検地丁場の検出高が多かったため、城内で幕府役人から詮議を受けた模様である。

津輕藩が幕府へ提出した「検地総目録」それ自体を現在では目にすることはできないが、担当した二郡の内三嶋郡は幸い検地帳が残存している。それに拠ると三嶋郡の農村三組(五千石組、批把嶋組、小国東組)は合せて六十五ヶ村(新田村を含む)をもち、天和二年の当該検地により、新検総高は一万九千六百九十九石二斗一合と算定された。古高は一万七千四百二十七石六斗であるから、打出高は千七百四十一石六斗一合で、約一割を打出した。今度の検地では、打出の他に津輕藩の受持ち場でも隠田の摘発が行われたらしく、他

の諸藩の持場でも竿奉行と百姓との出入りが報告されているので、打出しは普遍的に見られた筈であり、前述のように松代藩は新検高が多いため、褒賞の段階で詮議を受ける始末であった。この打出高の取扱については、

古高新検出目 **虫損** 別紙ニ被仰越令一覽候、他之衆考合、中分ニ参候へハ能候様御心得之由尤ニ存候、

と国元の家老から現地に指令が下されて、他藩とのバランスを勘案して中分にせよというものであった。即ち新検高には人為的な操作が施され、越後高田領の石高は幕府と検地担当藩との間で、人工的に決定されたものと考えて差し支えないであろう。

さて当検地は天和三年七月に幕府へ検地総目録を提出して、総奉行大道寺・本間宮を始め検地に携った主だった面々へ藩から褒賞が行われて、最終的に終了を告げた。今度の高田への出向人員は、一説には「竿奉行四十八人、奉行一人に付下役八人ツ附添、都合下部共六百人」と云、其外勘定方并諸足輕迄三百人」と言われ、津輕藩としては寛文九年のシャクシャインの反乱に出兵して以来の動員に匹敵した。慶安二年の「軍役人数割」に拠ると、四万石は七百七十人、五万石は千五人の人数積が明示されており、今度の約九百名の出向人数は、まさに軍役令の規準にはば該当した。即ち綱吉政権下に於ける当検地は、命ぜられた幕藩領主にとって軍役動員と余り変りはなく、成立期に於ける普請役の賦課なども相通じる側面を有していることが窺われるであろう。

◎日光諸堂修復御手伝普請ほか

幕府への「検地総目録」献上と派遣役人の褒賞を以て越後高田
検地が終了する以前に、津軽藩は天和三年閏五月、老中から日光諸
堂修復御手伝を命じる書付を渡された。「日光御修復御手伝寛」に
拠れば、

御宮并本坊

役高七万石

丹羽若狭守
(長次、二本松、十万石)

同 五万石

内藤左京亮
(忠興、岩城平、七万石)

同 三万石

津軽越中守

御仏殿并御殿大師堂

役高七万石

真田伊豆守
(幸道、松代、十万石)

同 五万石

戸沢能登守
(正誠、新庄、六万八千石)

と記されており、御手伝を命ぜられたのは東北・中部地方の五藩で、
役高合計は二十七万石とされた。各藩の役高は、領知高よりもほ
一〜三万石程減額された。

早速、津軽藩は普請役人の人選に取り掛り、天和三年七月十日に
は江戸藩邸で派遣人員が公表された。惣奉行には津軽玄蕃、本々奉
行二名、普請奉行三名のほか各役目が定められ、総勢三十四名であ
った⁽³⁴⁾。また検地の時と同様、国元からも日光へ家臣団が派遣され、
役人九名(各自が家来を三十八名同行)と中小姓・足軽六十八名、
百姓・相撲取の中から選定しておいた者⁽³⁵⁾(人数は不明)は、六月十
九日に日光へ赴いた⁽³⁶⁾。同月二十一日には新に足軽警固二十名を派遣
した。なお幕府からは日光御用御扶持として、四百五十人扶持が給
与された⁽³⁷⁾。日光への御用荷物二十三駄の発送は石屋久三郎に任せ
る⁽³⁸⁾。

ことにはしたものの、使用馬は江戸伝馬町名主佐久間善八に依頼し
た⁽³⁹⁾。七月二十九日の「普請始」によって堂社の修理に着手し、八月
二十九日、日光大地震に遭遇したが、津軽藩の普請場は幸にも被害
を免がれたという⁽⁴⁰⁾。藩主信政は、地震の後、工事中二度(九月と十
一月)にわたって日光に視察に向いており⁽⁴¹⁾、進行状況が気に懸っ
たものと思われる。

日光社堂の修理工事は、十月に津軽藩分担分の石垣が出来、同月
二十二日に完成した⁽⁴²⁾。十一月には遷宮と供養の規式が作法通り執行
され、同月二十一日、江戸藩邸の重臣が登城して大老堀田正俊へ普
請終了を報告した⁽⁴³⁾。次で十二月初めに江戸城に於て、今度の御手伝
を命ぜられた各藩の普請責任者に褒美が下賜された。津軽玄蕃のは
か主だった重臣が登城して各自白銀・時服・綿入羽織を拝領した⁽⁴⁴⁾。
因みに江戸日記によれば、当席に於て松代・二本松の両藩の家臣に
対する下賜物が他藩よりも多かつたのは、それは両藩が十万石の知
行高であったことに由来するという⁽⁴⁵⁾。即ち領知高に裏打ちされた家
格によって、褒賞の多寡が決定されたのである。

普請の終了後、日光に詰めていた家臣達は国元・江戸双方に帰る
ことを許され、江戸に戻った家臣には翌日から十日間の休息が与え
られ、国元では労を犒って能見物が許された⁽⁴⁶⁾。

今回の御手伝普請は、成立期と同様に津軽藩の家臣が日光へ出張
して、実際に工事を担当しており、また同じく越後高田検地も江戸
・国元双方から人員を派遣して役を遂行した。此以後、寛政十年以
降になると日光の手伝普請は工事費のみを上納する「御手伝」に移

行するといわれており、天和和期ではその傾向は現れていない。今回は東北・中部諸藩に普請役が命ぜられているが、日光諸堂修理は通常那須衆が請負うと言われており⁴⁸、当該衆の参加していないのも当普請の特徴の一つと認めてよいであろう。

貞享元年、藩主津軽信政は国元下向の時期を早められたが、その理由は日光御手伝普請と検地役を完遂したためとされ、江戸への来年の参勤は六月迄に延期することも許可された⁴⁹。寛永の武家諸法度には、諸大名は四月中に参勤すべきことが定められているので⁵⁰、右の措置は破格の軽減であった。周知の如く参勤交代は幕藩領主にとって公役そのものであるのに、それを軽減した事は右の諸役の重要性を裏書きするものであろう。

綱吉政権下に於ては、右の日光諸堂修理手伝の外に、津軽藩が命ぜられたのは元禄元年七月の「本庄水道之手伝」、同七年十二月の戸樋堀修理がある。前者は本所への屋敷替を契機として、同地の水道普請の手伝を命ぜられたというものであるが、他史料に見えぬので確証は得られないし内容も不明である。後者は昌平橋から上野迄の大破した戸樋堀を修理するもので、新規に町屋敷が出来た分迄戸樋普請を行った。当工事は既に白子屋に請負わせ、完成して後に各大名へ費用を割当てる所謂「御金御手伝」であった。出銀を命ぜられたのは藤堂藩を始め津軽藩も含めて全十四藩の屋敷が分担した。此普請は共に利用する町方と武家方とに分け、工事費総額百八十七両二歩、銀八匁六分を、町方では二十三両一歩、銀二匁三分二厘を支払い、武家方は百六十四両、銀二十一匁一分七厘八毛を各領知高

に応じて分担出金した⁵²。津軽藩の割当は「三万石より四万九千五百五十石迄」の項に該当し、右の割付に乗っとり金額を差出した。この樋堀普請は事実上使用している武家屋敷及び町方の屋敷が共同して行う、つまり共に裨益する所を享受するのであるから、先の日光諸堂修理とは同日に論ずることは不可能な性質をもつものである。

④ 辻番・火消役

辻番は江戸に藩邸を置く大名が、主に辻斬防止など治安のために、寛永六年に設置したのが始まりといわれる。なお、各大名がその領知高に応じて番人を差し出す所謂「高割辻番」は、寛永十三年に設置されたと伝えられる⁵³。制度自体が整備してくるのは、万治二年の「辻番所条目」や寛文元年の江戸の各入口の制度が定められてから⁵⁴で、寛文中に詳細な辻番規定が出されてゆく。天和三年に至って「辻番条々」は完備し、また「一万石以上辻番」ならびに「一万石以下組合辻番」の各条々が発令されて、辻番体制が基本的に固定した⁵⁷。

津軽藩の場合、天和以前に辻番を担当していた様子が江戸日記から看取されるが、本格的に領知高を規準として役賦課されたのは、天和二年の万石以上辻番の条々が出された三ヶ月後の同年五月であって、神田橋辻番を幕府から命ぜられた⁵⁹。相伴衆は旗本舟越為景と同石丸定盛で、「新辻御組合御高之覚」によれば、津軽藩は御屋敷分として一万石、舟越は五千五百石、石丸は七百石とその引請高が定められた。次で日数割は当初一ヶ月につき津軽藩は十八日半二、舟越氏十日一分八六、石丸氏一日二分九六として、計三十日とした。

後に津輕藩が十九日三分五四八、舟越氏十日六分四五二に変更され、一ヶ月の内一日から二十日迄を津輕藩が担当し、二十日に持場を舟越氏へ渡して、一日に再び同藩が受け取る仕組にした。⁶¹差し出す辻番人数は、従来昼四人夜六人であったが、同三年二月の条々の通り、昼三人夜五人とした。⁶²「御勤石高一万五千五百石」の神田橋辻番役は、最終的には津輕・舟越両家が果すことになったのである。⁶³また自らの屋敷廻りの辻番は、上屋敷前東辻番を旗本近藤織部・石子三右衛門と同藩が担当し、津輕家は四万七千石として一ヶ月の内二十五日を受け持ち、近藤と石子は各三日と二日であった。⁶⁴

辻番の外に津輕藩が幕府から命ぜられた江戸に於ける役としては、火消役（本所火消役）がある。大名火消は寛永六年一万石に三十人の積りを以て火事場に出動が命ぜられており、⁶⁵徐々にその制度は整備された。津輕藩には延宝六年正月に、小石川・本郷近辺の火事に際して駿河台・猿楽町へ出動して類火を防ぐべきことを幕府から命ぜられているが、同年三月二十八日には免除されており、⁶⁶その詳細は不明である。綱吉政権下に於ては、津輕藩は本所火消役（同所材木蔵の火消をも命ぜられる）を担当させられた。これは元禄元年七月に従来神田小川町にあった上屋敷を本所二ツ目に繰替えられたことよって、同地域の火消に変更されたものであろう。⁶⁷

本所火消役は元禄三年正月に命ぜられてより、綱吉政権に於ては同所材木蔵の火消役も含んで、宝永六年まで隔年で命ぜられた⁶⁸（もともと材木蔵火消役は元禄十六年と宝永二年の⁶⁹両度で、あとは全て本所火消役である）。元禄六年の場合、本所火消役を命ぜられたの

は津輕藩の外、同所に屋敷のある井上・増山・浅野の三家であり、⁷⁰火消役下命の後、同藩では早速国元へ飛脚を下し足輕二十人と持鑓小人三十人を江戸へ増援させた。⁷¹火消に必要な足輕は既に元禄四年の段階から国元に増派を依頼しており、同八月の拜命時には五十人の派遣を要請したが、既に江戸に九名居るという名目で、国元からは四十一人しか送られなかった。⁷²前述した寛永六年の大名火消の規定によれば、出火の節、津輕藩はその領知高にあわせて約百五十人の人員を出動させねばならない。本所火消役を命じる老中奉書が届く度毎に、国元へ足輕増派を依頼しているのは、その出勤人員の規模の大きさに原因があったものと思われる。因みに火消役を命ぜられて、国元から足輕を増派した様子を見ると、元禄四年八月足輕十人、同六年五月大組諸手足輕二十人と持鑓小人三十人、同八年四月大組持筒足輕四十一人である。⁷³

補注 延宝八年五月十四日、四代将軍家綱の法事につき上野辻

固を命ぜられた旨が、歴代記類卷二、「津輕史」第六卷五〇四頁に記されている。しかし管見の範囲では、江戸日記の同年同月同日の条、及び五月の各日の条に辻固に出勤した形跡はない。確証を得るに足りる史料を発見できぬので、本節では採り上げなかった。

㊦ 公家衆接待役

津輕藩の公家衆接待役は、天和元年四月、法事のため下向した青蓮院門跡尊證法親王の接待⁷⁴を始めとして、綱吉政権下では四度（内一度は途中で免除さる）命ぜられた。それ以前の接待役としては、

延宝三年に竹内門跡良尚法親王を接待した記録がみえるが、「実紀」には同門跡を同年二月に接待したのは島津飛騨守忠高とあり、事実関係を齟齬をきたすので、本稿は当記事を採らない。

天和の後、貞享三年五月上野に於て執行した「法事開闢」につき毘沙門主公弁法親王の下向があったが、津輕信政にその接待が命ぜられた。⁽⁷⁷⁾ 信政は一旦は引き受けたものの、前代信義夫人慶林院が死んだため、伊藤⁽⁸¹⁾出雲守祐実⁽⁷⁹⁾に代役を依頼し、馳走役を免除された。⁽⁷⁸⁾ しかし翌四年には再度馳走役を命ぜられた。老中奉書によれば、勅使を中川恒久、本院使を津輕信政、仙洞使を秋月種信、女院使を田村建顕がそれぞれ受け持ち、「賀歳首及即位」の目的を以て下向した公卿を接待した。⁽⁸⁰⁾ 六月七日、俄に仙洞使の接待をも命ぜられて仕事は倍加したものの、滞りなく任務を果たした。⁽⁸¹⁾

この後、元禄十三年、家光の五十回忌と家綱の三十回忌を上野と日光両所で行うため参向した公卿の内、梅小路宰相共方の接待を命ぜられ、その際津輕信重は將軍の供をした。⁽⁸²⁾

従来、公家衆接待役は前章に於ても述べた預人やキリシタン流人のように、量ることのできない公役であった。しかし天和二年三月の青蓮院門跡尊證法親王の接待役を命ぜられた津輕藩は、高家吉良義央から次の書付を受領した。

公卿衆御馳走所被差置人数諸道具覚

鉄炮十挺 弓五強 鐘十本 玄関番侍五人 供之馬上一人

歩行七人 以上、右者五万石以上之衆⁽⁸³⁾

右の覚書は馳走役の内容自体を記したのではなく、しかも細かい高

の段階規定もなく五万石以上の衆とのみ記されていて、目安の域を出るものではないが、公家衆接待役を果すには、軍役令に類似した右の勤番人数と武器の品揃えが必要であったのである。津輕藩が実際にどの程度の人数と鉄炮等を差し出したのか不明であるが、領知高からして右の覚書に沿った線で措置したものと考ええる。即ち量ることのできない役として等閑視されてきた接待役の如き役も、ある程度の一定規準を以て実施されていたのであるから、今後右のような接待役も再検討する必要があるのではなからうか。

註(1) 大森映子「大名課役と幕藩関係」(歴史学研究別冊

一九七八)一〇九頁。

(2) 津輕藩江戸日記(津輕家文書)天和二年三月十九日の条。

津輕藩の江戸・国元の両日記は、全て弘前市立図書館の

津輕家文書所収である。以後、同藩江戸日記は江戸日記、

同藩御国日記は国日記と記す。

(3) 国日記 天和二年四月九日の条。封内事実秘苑 四(一)

般郷土史料) 天和二年三月十九日の条。

(4) 「津輕史」第六卷(みちのく双書特輯)五三二頁。以後、

同書を「津輕史」と記す。

(5) 江戸日記 天和二年四月二十一日の条。

(6) 国日記 同年四月九日の条。

(7) 江戸日記 同年三月二十四日の条。

(8) 右同書 同年同月二十八日の条。

(9) 国日記 同年四月九日の条。江戸日記 同年三月二十七

日の条の高木守勝外二名書状（津軽越中守留守居宛）に高割帳下付のことがみえる。

- (10) 江戸日記 同年四月十四日の条。
- (11) 国日記 同年四月九日の条。
- (12) 右同書 同年四月各日の条。
- (13) 右同書 同年四月二十五日の条。
- (14) 江戸日記 同年八月二日の条。
- (15) 国日記 同年六月十五・十八両日の条。
- (16) 右同書 同年七月二日の条。
- (17) 天和二年戊五月京都并越後御用状留帳（津軽古図書保存会 乙一六一六二二）津軽大学・同玄蕃書状（間宮求馬宛）七月十五日付。以後、同史料を留帳と記し、津軽古図書保存会を保存会と記す。
- (18) 留帳 同人書状（大道寺隼人宛）七月十五日付。
- (19) 右同書 同人書状（同宛）同日付。
- (20) 右同書 同人書状（間宮求馬宛）同日付。
- (21) 右同書 同人書状（大道寺隼人宛）七月二十六日付。
- (22) 江戸日記 天和二年八月二日の条。
- (23) 国日記 同年十一月十五日の条。
- (24) 江戸日記 同年十一月七日の条。
- (25) 右同書 天和三年閏五月二十八日の条。
- (26) 右同書 同年七月二十八日の条。
- (27) 越後国三嶋郡御検地村高帳 天和三年閏五月（保存会 乙

七一五一四）。本帳は本文中の消書を開始した時期と全く同期に作製されているので、幕府へ提出した総目録の写しとも考えられる。

- (28) 留帳 同人書状（大道寺隼人宛）六月二十五日付。
- (29) 右同書 同人書状（間宮求馬宛）七月二十六日付。
- (30) 江戸日記 天和三年七月二十八日の条。
- (31) 「奥富士物語」（新編青森県叢書 五）四六頁。
- (32) 「禁令考」一九八号。
- (33) 江戸日記 天和三年閏五月二十七日の条。
- (34) 右同書 同年七月十日の条。
- (35) 国日記 同年六月十日の条。
- (36) 「津軽史」五二二頁。国日記 天和三年七月七日の条によれば、御用人足として菅蒲川など三ヶ所の漁師七名が日光へ派遣されている。
- (37) 江戸日記 同年七月十二日の条。
- (38) 右同書 同年七月二十四日の条。
- (39) 右同書 同年八月一日の条。
- (40) 「津軽史」五三三頁。
- (41) 江戸日記 同年八月二十七日の条。「津軽史」五三三頁。
- (42) 右同書 同年十月八・二十二両日の条。
- (43) 右同書 同年十一月二十一日の条。
- (44) 右同書 同年十二月二日の条。
- (45) 津軽藩の重臣五名が拝領したのは、銀九十枚で、丹羽・

真田両家のそれは各百四十枚であった（(44)と同日の条による）。

(46) 「津軽史」五二六―五三〇頁。

(47) 善積前掲論文 一〇七頁。

(48) 右同書 一〇七頁。

(49) 「津軽史」五三四頁。

(50) 「禁令考」一五七号。

(51) 「御当代記」三（国書刊行会「戸田茂睡全集」） 貞享五年七月二十九日の条。

(52) 「津軽史」四六九頁の出金割付覚による。

(53) 「古事類苑 政治部 邸宅下」一三二六頁。

(54) 「武家殿制録」（近世法制史料叢書三）二九号。

(55) 「寛保集成」二一八〇号。

(56) 右同書 二一八一・二一八二号。

(57) 右同書 二一八三号。

(58) 江戸日記 寛文九年三月六・十五兩日の条に、辻番小知行不始末の件と大久保頼母跡辻番請負の記事がみえる。

(59) 右同書 天和三年五月十日の条。

(60) 右同書 同年五月十七日の条。

(61) 右同書 (60)と同日の条。

(62) 右同書 同年五月十日の条。

(63) 右同書 同年五月十七日の条。

(64) 右同書 天和元年四月十四日の条。

(65) 「古事類苑 官位部三 大名」一七〇〇頁。

(66) 「東京市史稿 産業編七」（東京都 昭和三十五年） 延宝六年正月十九日の条。

(67) 歴代記類 卷二 元禄元年七月の条。

(68) 「津軽史」五三五頁。

(69) 江戸日記 元禄十六年十一月二十九日の条。

(70) 「津軽史」五四二頁。

(71) 右同書 五四八頁。

(72) 右同書 五四八頁。

(73) 右同書 五四八・五四九頁。

(74) 「実紀」第五篇 天和元年三月二十五日の条。

(75) 「津軽史」五〇四頁。

(76) 「実紀」第五篇 延宝三年二月七日の条。

(77) 「津軽史」四九八頁。

(78) 右同書 五〇一頁。

(79) 右同書 五〇二頁。

(80) 「実紀」第五篇 貞享四年四月二十九日の条。

(81) 「津軽史」五〇二頁。

(82) 右同書五四一頁、「実紀」第五篇 元禄十三年五月十三日の条。

(83) 江戸日記 天和元年三月二十七日の条。

三 正徳より天明に至る期間の公役

本章では正徳より天明に至る期間に、幕府が津輕藩へ命じた公役について考察を加える。当該時期の公役の性格は、綱吉政権下に於て賦課されたものと基本的に同一である。しかし前章では現れなかった新たな形態の役賦課も行われているので、検討の余地があると考え章立を別にした。

五代將軍綱吉が宝永六年正月十日に死去してより、同年四月に津輕藩は本所火消役を命ぜられ、また十一月には綱吉の一周忌のため梶井門跡道仁法親王が下向してその接待役を命ぜられた。^①右に象徴されるように、当期の役は公家衆接待役と警備の役（火消役・門固）及び普請役の三種に限定され、その意味に於て綱吉政権の公役と同線上で掌握できるであろう。ところが同政権下の公役と比較して相違する若干の点は、後述する所ではあるが、普請役自体の変質がみられることと、役賦課が重複した場合、一方が免除されるケースが出現したことがある。以下、個々の公役を吟味することによって内容を明確にしてゆく。

まず御手伝普請であるが、正徳三年の芝増上寺方丈普請を始めとして全部で五回を数えることができるものの、その内明和三年のそれは国元津輕地方大地震の理由を以て免除された。

正徳三年五月二日、津輕信壽は前田利興と共に増上寺方丈造構を命ぜられた。^②同九日には長尾小次郎を手伝本ベ役に任じ、更に石請取奉行、地形方壁方共奉行、人足奉行、小買物奉行各二名が決られた。^③普請の取り掛りは六月二・三日頃とされ、それに間にあわせる

ように、国元では普請御用金として弘前の市中から千両を上納させる^④（自発的に献上するという形をとっているが、内実は割当の強制的上納と推定される）と共に、領内全域に冥加金の納を命じた。^⑤また在江戸の人数のみでは賄いきれなかったものか、この外に国元からは普請手伝御用として足輕三十人が出府した。^⑥今度の普請には従来通り家臣が出向して普請に携ったではあるが、開始に当って商人冬木屋又四郎に工事を依頼すると同時に、冬木屋の手代を普請場の「諸事肝煎」に命じ、金子を下賜している。^⑦このように今回の普請手伝には商人が大幅に関与して、しかも現場の指揮をとっており、国元に於ける御用・冥加金の徴収をも考えあわせると、普請費用を渡して町人に請負させた部分が相当数を占めたのではなからうか。その各個所は不明であるが、右の仕様での御手伝普請のあり方は、綱吉政権下にはみられない一つの型であった。

次の御手伝普請は、享保十七年閏五月五日の江戸城幸橋門の造築である。津輕信著と共に助役を命ぜられた前田利章は、同じく虎の門普請を担当した。^⑧津輕藩ではこの普請に着手する前に、最近芝口門造営や神田橋等の造営、東照宮諸堂社修理を担った八藩の留守居を江戸藩邸に集めて、普請の様子を聞き糺した。^⑨ついで用人添田儀左衛門を普請惣奉行として本ベを決め、^⑩閏五月二十二日には「鉞鉞立初め」を執行して工事を開始した。^⑪今回も国元からの増援を要請し、役人五十六名と作事物書・大工など八名をあわせ、^⑫総勢六十四名が出府した。後に若干名の不足により五名程の追派があった。^⑬の、それでも人員の不足を埋るには至らず、江戸で月雇四十人を

抱えている様子¹⁷が窺われる。また国元では普請手伝御用金として二千五百両を江戸に送致しており¹⁸、その上、七月には江戸に於て豪商加藤善次郎や山口屋平右衛門ら六名から二千六百五十両を借用したのを見ると、莫大な出費を強られたものであろう¹⁹。

このほか寛保元年に上野津梁院の瓦葺を命ぜられているが、周知の如く当院は津軽家が檀家であり²⁰、他の諸藩も同様に自己の檀那寺の修理を担当しているのです、この修築は公役一般とは性質を異にする。

津軽藩にとって本格的な助役を命ぜられたのは、明和三年の甲州川々普請である²¹。幕府勘定奉行小野一吉、西丸目付石野範至、勘定吟味役川井達経連名奉書で以て普請御用が命ぜられ²²、相役は石川総純、脇坂安親、本多忠盈、太田資愛、亀井矩貞、溝口直養ら六名の大名であった²³。ところが同年正月二十八日に国元が大地震にみまわれ、甚大な被害を蒙ったことが、二月に入って江戸に報ぜられた²⁴。

普請惣奉行も決り手伝役人の人選も進めていたが、地震の模様を幕府に報告した処²⁵、二月二十日、老中松平武元より普請役御免を言渡された²⁶。そのため普請工事に使役せんと用意していた足輕衆は帰国を許された²⁷。

地震という天災によって右の普請役は免除されたが、安永四年五月には再度甲州川々普請手伝を命ぜられた。相役は前田利興、丹羽長貴、藤堂高梁の三大名²⁸で、津軽藩での惣奉行は森岡主膳が、また大谷津七郎と大石庄司が添奉行に任せられた²⁹。六月、普請工事のための「手伝場所仕様帳」と絵図を手渡されたもの³⁰、幕府から「御普請過

半御出来ニ付、金納ニ而相濟候之上は、人数ニ而御場所江罷候様被仰付候³¹と通達された。即ち当該普請は全くの「御金御手伝」であったことを示しており、津軽藩は工事に要した費用を負担するのみであって、持場検分のため藩邸から役人を派遣するだけで当助役は完了した。ただし御金御手伝であるから、江戸・国元両所で費用を捻出するための金策を開始した。国元では次木屋安右衛門ら四名の領内豪商に合計一万五百両の上納金を命じ、弘前・青森・鯉ヶ沢・深浦・淀ヶ関など各地に四千百両以上の米銭を要求した³²。一方、上方での金策が不調に終り、しかも江戸・京都・大坂三都の蔵元・銀主から五年間の借金を拒絶された³³。同藩では出費節減の方策を探らざるをえなくなり、近衛家は合力金を五ヶ年間半減、醍醐家は三分の二を減じ、今大路家は縁が遠くなったとして合力金給与を取り止めた³⁴。領内各地の費用調達と経費節減とによって、ともかく当座を切り抜けた津軽藩は、六月十四日に普請場の検分を終えて甲府へ人数を引き払い³⁵、また七月一日に江戸城へ重臣が登城して時服を拝領³⁶、甲州川々御手伝普請はここに終結した。

当時期の普請役は寺院修理と門普請ならびに川渡いと三種類に分れたが、部分的にも町人請負に任せた普請と全くの「御金御手伝」の場合とが現れたことは注目される。これは綱吉政権には見られなかった事象であると共に、幕藩制も中期に入り普請役の多様化が進んだことを暗示している。成立期に於ては戦国期の陣夫役に繋る農民の徴用が普遍的にみられた訳であるが、当該期に入ると右に述べた様な変化が普請役に顕著に現れ、それは幕藩制の変質と軌を一に

していると考えて差し支えないであろう。なお加賀前田家の分家（富山・大聖寺兩藩）が津輕藩の相役を務めているのも、特色として着目される。

正徳より天明に至る期間の公役で綱吉政権下には命ぜられなかったものとして、神田橋門番（門警備）があげられるであろう。江戸城の橋門警備は、万治三年の「御城近辺御番人数之覚書被遣之所々」³⁷に、大手、内桜田・外桜田・和田倉・鍛冶橋・呉服橋各門に出動すべき人員と「弓・鉄炮・さすまた・鎗」などの準備すべき武器類と数が定められている。神田橋門に就ては元禄五年五月の条々³⁸にその名が初めて現れており、正徳二年六月の「所々御門番人数之覚」³⁹に出動員数が規定された。右の覚書によれば、人数は外桜田と同断とあり、給人五人、侍三人、足輕三十五人、中間二十七人合計七十人の人数を詰めさせることと義務づけられた。津輕藩は享保十七年四月に黒田長貞の代りに神田橋門警備を命ぜられ⁴⁰、相役は毛利師就（後に内藤信朋と交代）⁴¹であった。江戸日記には「御代替始而御役被仰付候」と当警衛役を記しており、吉宗が將軍職に就いてから始めて同藩に申付けた公役であった。それ故、警備に赴く家臣達へ支度金を給与したり⁴³、足輕の増員を計るなど準備を怠らなかつた。その後、本役を津輕藩は度々命ぜられ、先述の本所火消役乃至猿江材木蔵火番と共に幕藩制が崩壊に至るまで担当させられた。当該時期に於て、神田橋門警備は九回、本所火消役は七回、猿江材木蔵火番は一回、浅草蔵火番は一回をそれぞれ務めており、⁴⁵神田橋門番と本所火消役とが、津輕藩に命ぜられた警備関係役の主たる位置を占めた。

綱吉政権におけるのと同様に、当時期にも津輕藩には公家衆接待役が頻繁に命ぜられた。先述の梶井門跡馳走を初めとして、前後八回の接待役であった。これ等の接待役がどれ程の出費を強るものであったのか、宝暦十一年の將軍家重死去による大葬に、津輕信寧が接待を命ぜられた場合をみてみよう。

宝暦十一年七月、津輕藩は勅使醍醐経胤の饗応の担当となったが、⁴⁶火急のため準備が整わなかつた。そのため先年同様の役を務めた加藤泰衞に業務の内容を照会したところ、経費五千両が必要なることを通報された。ところが藩内にはその用意金の準備がないため、御用達商人の津輕屋三右衛門に御用金を要請したが、急の事ゆえ、三千両しか用立てできない旨の連絡があつた。⁴⁷この点、公家衆接待役は御金御手伝に一脈通じるものがあるといえよう。

また右の馳走役を命ずるに際して、幕府は津輕藩に

津輕出羽守

公家衆御馳走人被仰付候間、本所御蔵火之番被成御免候、⁴⁸という奉書を下した。内容は言うまでもなく、接待役を命じたので「本所御蔵火之番」を免除するというものである。また安永二年八月の勅使・女御使御馳走役を命ぜられた時には、神田橋門番を免除された。⁴⁹普請役と重なつた時でも警備役は免除されており、⁵⁰形態の異なる公役が重複した場合は、一方を免除するという仕組を幕府は採用している。それは例外なく実施されており、次章で述べる寛政以降幕末に至つても変更はなかつた。

註（一）「津輕史」五四二頁。

- (2) 「実紀」第七篇 宝永六年十一月二十七日の条。
- (3) 右同書 正徳三年五月二日の条。
- (4) 江戸日記 同年五月九日の条。
- (5) 右同書 同年五月十九日の条。
- (6) 国日記 同年閏五月六日の条。
- (7) 右同書 同年五月七日の条。同日の条に弘前市内の町人百六十五人から、合せて千五十両を徴収した旨が記されている。
- (8) 右同書 同日の条に、下相野村ほか七ヶ村が二十四両三歩を冥加として差出した記事がみえる。
- (9) 右同書 同年六月二十七日の条。
- (10) 江戸日記 同年五月十五日の条。
- (11) 「実紀」第八篇 享保十七年閏五月五日の条。
- (12) 本文に述べた普請については、善積「手伝普請一覧表」(学習院大学文学部研究年報 十五 昭和四十三年)を参考にした。
- (13) 江戸日記 同年閏五月十日の条。
- (14) 右同書 同年閏五月十一日の条。
- (15) 右同書 同年閏五月二十二日の条。
- (16) 国日記 同年閏五月二十七日の条。
- (17) 江戸日記 同年六月二十七日の条。
- (18) 国日記 同年六月十九日の条。
- (19) 江戸日記 同年七月二十五日の条。

- (20) 右同書 寛保元年四月十八・十九両日の条。修理を命ぜられたのは、津軽藩の外に二十三藩で、修理の対象となつたのは津梁院を始め十三院であった。
- (21) 「実紀」第十篇 明和三年二月七日の条。
- (22) 幕府勘定奉行外奉書(津軽家文書 TK二八九一八三)。
- (23) 江戸日記 明和三年二月七日の条。
- (24) 右同書 同年二月十二日の条。
- (25) 右同書 同年二月十三日の条。
- (26) 右同書 同年二月二十日の条、幕府老中奉書(津軽家文書 TK二八九一八五)。
- (27) 右同書 同年二月二十二日の条。
- (28) 前掲(24)の「実紀」安永四年五月二十日の条。
- (29) 江戸日記 同年五月二十二日の条。
- (30) 右同書 同年五月二十六日の条。
- (31) 国日記 同年六月八日の条。
- (32) 右同書 同年六月十七日の条。領内各町の町人に対する要求額は、弘前が千三百両、鱈ヶ沢が三百両、青森が八百両、深浦が百五十両、碓ヶ関が五十両である。
- (33) (32) と同日の条。
- (34) (32) と同日の条。封内事実秘苑 第八 宝永元年六月二十三日の条によれば、近衛家への毎年の献上額は、宝永元年に決り合力千石代金三百両であった。
- (35) 国日記 同年七月三日の条。

- (36) 右同書 同年七月十三日の条。
- (37) 「寛保集成」八三一号。
- (38) 右同書 八三五号。
- (39) 右同書 八四二号。
- (40) 江戸日記 享保十七年四月十九日の条。
- (41) 右同書 同年五月一日の条。
- (42) 右同書 同年四月二十一日の条。
- (43) 右同書 同年五月六日の条。
- (44) 右同書 同年四月二十四日の条。
- (45) 江戸日記および幕府老中奉書類(津軽家文書)に基き数えた。
- (46) 「実紀」第十篇 宝暦十一年六月三十日の条。
- (47) 国日記 宝暦十一年七月十日の条。
- (48) 幕府老中奉書(津軽家文書 TK二八九一八二)。
- (49) 勅使女御使御馳走惣日記 安永二年(保存会 甲四一五五)。
- (50) 幕府老中奉書(津軽家文書 TK二八九一八四)。

四 寛政元年より明治元年に至る公役

当時期に於て、幕府から津軽藩に課せられた主要かつ重要な公役は何と言つても蝦夷地警衛役であろう。津軽藩の蝦夷地警衛に就ては、「市史」を始め諸書に詳細に論じられているので、本章では出兵の具体的な内容に関しては割愛して、警衛形態の変質を幕藩関係の中で段階的に位置づける作業を通じ、その特質を把握することに

したい。

寛文九年のシャクシャインの乱の際に出兵を命ぜられて以後、寛政元年に国後島でアイヌの騒動が勃発して派兵を命ぜられる迄、津軽藩の蝦夷地出兵は存在しなかった。明治迄に何度か出兵し勿論常駐を命ぜられることもあったが、その間の形態は情勢に応じて変更した。しかし出兵の基本的な態様は寛政年間のを基本として展開しており、次の三段階に区分できるであろう。寛政元年から文化三年迄の期間と、文化四年から文政四年迄の期間、文政五年から幕藩制の崩壊に至る迄である。文化四年を一つの画期とするのは、松前藩が幕府に上知され、蝦夷地が幕府の直轄支配地に編入されて津軽藩の警備地域が変更したことによる。また文政五年のそれは蝦夷地が松前藩に返還されたため、津軽藩は警備の任を解かれることになり、領内の沿岸防備に重点が移った事である。以下、順を追って各段階の警備について検討を加える。

寛政元年五月、国後島で木材業を営んで松前藩に連上金を出していた南部領大畑の滝川久右衛門がアイヌと紛争を生じ、荷物改役をして駐在していた松前藩の竹内勘平も殺害されるという事件が起つた。松前藩は六月、新井田正寿以下二百六十人余の軍を派遣して翌七月二十日鎮定し、九月五日に福山に帰還した。^①この乱に当って、津軽藩へ松前より要請のあり次第出兵すべき旨の幕命があり、七月十日に急使が国元に到着した。津軽藩では軍勢を三番手に分けて、各番手の人数を侍大将・大番頭以下八百五十三人とし合計千六百五十人の出動体勢を整えた。^②携行武器の中で主要なものは、鉄炮四十

五挺（内訳省略）、大鉄炮三挺、弓十五張、矢千五百本、長柄五十筋、旗、軍鐘などとなり、一方、軍船は西浜で調達した弁才船などを合せて五十艘を準備した。また馬は用意した飼料から逆算すると、八頭を渡海させたに過ぎない。その理由は、時間は経過しているが寛政九年の出兵の記録に、松前は「険難之地」であるため歩兵戦が主体となること、もともと馬不足の現状では充足も不可能である⁽⁵⁾と二点をあげており、同元年の出兵も同様の理由によって侍大将・足輕大将のみ馬を備えることを命ぜられたものであろう。

津輕藩の派遣軍は結局のところ、全軍渡海には至らなかったのはあるが、右の準備した軍備を軍役令と比較すると、人員の面では問題がない。武器の場合には鉄炮が大筒を含めて半分以下、弓は五割、鎗は七分の五、馬は先述の戦術的な理由もあろうが二割以下ということになる。軍役令と較べる限り、人数に於ては合致するが、携帯する武器は著しく貧弱な派遣軍であったと結論づけられよう。寛政元年八月二十一日に、松前藩から国後領アイヌ騒動を鎮定したので、派兵の不要なる旨が伝達され、今回の一件は終了した。

ついで寛政四年十一月、幕命によって津輕藩は物頭山田剛太郎・都谷森甚之丞以下二百四十二名を松前に派遣した⁽⁸⁾。これは同年九月ロシアの使節ラックスマンが船頭幸太夫を送って根室に入港し、通商を求めたことによる。幕吏石川忠房と村上義礼が宣諭使として、ラックスマンと福山に於て会見するため、幕府は南部・津輕両藩に護衛を命じた。会見は三回に及び、格別の争いもなく津輕藩の警衛隊は翌五年八月、帰弘した⁽⁹⁾。宣諭使一行の津輕半島巡見やその後の

動向については、本稿と直接関係がないので省略する。

英国船プロビデンス号が寛政八年以降、蝦夷地の各地に出没して再び北方に対する警戒を痛感した幕府は、松前藩主松前章広に参勤を免除しその父道広を代りに参府せしめる等の措置をとると共に、同九年九月二十二日津輕藩に松前警備を命じた⁽¹¹⁾。十月五日、番頭以下与力・組頭など馬医に至るまでの人数割を定め、侍大将山田剛太郎以下五百余人の派遣が決定した。今回の派兵は従来と趣きを異にし、鎮定すれば帰還できるという性格のものではなく、巳年（寛政九年）から未年（同十一年）まで三ヶ年間の勤番（一年交代）と定められた⁽¹³⁾。「寛政松前秘記」（以後、「秘記」と記す）の松前非常御固御人数割によれば、非常に急を要したので「最初御人数割已来之御形ニ者不相成候事」という有様で、実際には三百九十五名の派遣が可能になったに過ぎなかった⁽¹⁴⁾。武器の主な内訳は「秘記」によれば、当初は大筒十三挺、用意鉄炮四十挺であったものが、松前警衛隊が出陣の節に携帯したのは、大筒の数は同数ではあったものの、鉄炮は二十挺（十匁筒のみ）に減少した。また藩当局が派遣家臣に家臣に武器を供与して、乗馬は六疋、船は二十七艘を準備しているが、これは出兵に関する給人財政の出費を幾分でも軽減しようとする当局の意図であろう。

寛政十一年正月、幕府は千島を含めて知内以東の東蝦夷地を直轄領とした。蝦夷地御用懸が設置されたのに伴い、津輕藩は箱館の勤番任務を解かれ、南部藩と共に浦河の警衛を命ぜられた⁽¹⁷⁾。同年十一月二日の幕命によると、「（前略）蝦夷地之内さは并くすり辺へ

勤番所取建候間、右場所へ其方并南部大膳大夫より重役之者二三人宛并足軽千人程、御用地年限中為相詰候様可被致候、勤方等之儀者、彼地懸り之面々より可相達候間可被談候、尤南部大膳大夫へも相達候間、得其意、是又可被談候¹⁸と申渡された。右の命に従って津輕藩は、同十二年三月に渡海の人數(物頭三名、勘定人二人、作事方一人、医者二人、足軽五百人)を用意した¹⁹。ところで幕府へ伺を出した所、人數五百人には必ずしも拘泥しない旨の通達があったため、同十二年春に渡海したのは、物頭代・勘定奉行の笹森勘解由ほか総勢二百二十八名であつた²⁰。渡海後、箱館に於て詰場所割の書付を渡され、「箱館二十九人、砂原四十五人、懸り馮十人、ヨシライ十人、モリ八人、ワシノキ十二人、ヨトシベ八人、ヤマコシナエ十二人、ヨシヤマンベ十二人、レブンゲ十人、アブタ二十人、ウス十人、モロラン十人、ベケレヲダ八人、ホロベツ八人、シラヲエ十二人」と、津輕藩の藩兵は十六ヶ所に分散して勤番を担当した²¹。警衛の右の形態は翌享和元年も継続し、この間目新しい事といえ、同年七月に箱館・蝦夷地検分のため四十一名が新に渡道して九月に帰還した例があるのみである²²。

ところが享和二年に入ると警衛場所が縮小され、箱館・サワラ・アフタ・モロラン・シラライの五ヶ所を指定された。各場所には五十名宛を詰合せるので、当藩からの渡海人數は二百三十名を数えた²³。この間、蝦夷地御用懸が蝦夷奉行となり、更に同五月箱館奉行と改名して七月には東蝦夷地が永久直轄地となつた²⁴。それに伴つて、享和三年従来の詰場所の内、アフタ・シラライ・モロランの三ヶ所を

引払い、エトロフ島に三十人を詰めさせるよう幕命があつた²⁵。文化元年八月、幕府は津輕・南部両藩に永久東蝦夷地警衛を命じた²⁶。津輕藩の受持場所は箱館・サワラ・エトロフの三ヶ所であつたが、蝦夷地の内シツカリからレフンケ迄の新道切開を命ぜられ、この年だけでも派遣人數は合せて二百五十人を数えた(この道路付設工事は文化三年迄かかり、難工事であつた²⁷)。またロシア人の乱暴によりエトロフ島の警備強化がなされ、詰合人數は従来の三十名から翌二年には八十名に増加し、三年も同数の藩兵が遣された²⁸。

文化二年五月十五日、藩主津輕寧親は蝦夷地警衛の勤功により、七万石に高直りとなつた²⁹。寛政元年の反乱鎮定による出兵から文化三年に至る迄の期間、津輕藩は主として東蝦夷地の警備の任に當つてきたその功が賞された結果の高直りであつた。当時期の警衛体制の特徴としては、東蝦夷地に警備が限定されたことである。また幕府の定めた軍役の規定をどんな形であれ曲りなりにも遵守していること、幕府が出兵員數を示唆してそれに乘つ取つた形で、勤番の家臣數を差し出していることがあげられる。この外当時期の最も大きな特徴としては、蝦夷地警備と共に江戸城の神田橋門番を命ぜられていた。神田橋門番勤務は寛政五年四月、同七年六月、文化三年三月の三回であるが、寛政年間のそれは、五年の場合、前述の松前出兵のため五月一日に免除され³⁰、一方七年の門番は津輕藩が蝦夷地に出兵しなかつた年に該当する。文化三年の門番勤務は蝦夷地勤番中にも拘らず命ぜられていたが、前年に七万石に高直りしているため、新領知高に見合つた量の公役を追加して、分限相應の役を課そ

うとした配慮と考えられる。孰れにしても蝦夷地警備が主要なものであることに異論はないが、当時期には他の課役をも併せて命じる余裕が幕府側にもあったことが窺われよう。

さて蝦夷地支配と異国船来航による海防問題を憂慮した幕府は、文化四年三月、「西蝦夷地之儀も、非常之備等其方手限に難行届段申立、外国之境不容易事に被思召候間、此度松前西蝦夷地一円被召上³⁵」と、先の東蝦夷地と並んで西蝦夷地をも直轄領とし、松前藩には新規に九千石を与えた。この上知に際して津軽藩では出兵を命ぜられ、百三十四人を箱館に送った。³⁶ 四月下旬に右の兵士は帰弘したが、同年五月、エトロフ島の内保・紗那の事件が箱館奉行から報じられるに及んで、再度出兵を命ぜられた。³⁷ 今回の増援軍は津軽・南部両藩のほかに秋田・庄内両藩（秋田は兵六百人、庄内は四百人余）も派兵し、仙台藩にも出兵準備が命じられるなど、東北諸藩に動員令が出され、総勢は三千名にのぼった。津軽藩は竹内源太夫ほか五百六十七人（外にエトロフ島越年者二十三人）を派遣して警備に当り、蝦夷地内の各勤番所越年人員も加えると、総人員が千二人を数えた。³⁹ 内訳は松前越年百五十人、江差同百人、ソウヤ同二百三十人、シャリ同百人、エトロフ二十三名と、都合六百三人が越年、同年秋に帰弘したのは三百九十九人に過なかった。⁴⁰ 是より先、四月十二日に津軽藩と南部藩は西蝦夷地の警備を命ぜられていたが、翌文化五年十二月に勤番所の詰人数を幕府から提示され、津軽藩は松前に百人、江差五十人、ソウヤ百人、リイシリ百人、カラフト百人、て四百五十人と定められた。⁴¹ ところが幕府に対する同藩の報告は、松前五

人、江差五十人、ソウヤ五十人、カラフト百人の総計二百五十人を配備するという計画であった。⁴² しかし実際には高嶋に百九十一人、手汐に七十三人、江差に二百六十四人、松前に百八十一人を派遣して、松前に百人、江差に五十人、高嶋に百人（高嶋三十人、江差七十人）都合三百五十人を越年させ、残り四百五十八人は同年秋に帰帆した。⁴³

同年十二月十八日の十万石高直りは、西蝦夷地永久警備と抱き合せで行われたものであったが、文政五年に同地警備を免除される迄の期間に於ける津軽藩の勤番所と派遣人数は、次頁の表に示した通りである。若干の変更は見られるものの、文化八年より同十一年迄は同数の派兵がなされており、同十二年からは台場の守備と松前のみ警備が縮小された。その理由はゴローニンの釈放によって北方問題がこれ以降小康を得たことにあり、この間の事情については「市史」（七九六～八〇頁）に詳しいので、これ以上付言することはしない。但し、文化四年より文政五年迄の十六年間に於ける津軽藩の出兵の特徴については、次の諸点をあげることができるであろう。第一は警備地が東蝦夷地から西蝦夷地に変更されたこと、第二は毎年派兵の形をとり文政十一年迄は各勤番所にその内の一部の兵士が越年残留して、残りは帰帆するという形式を繰り返しており、寛政・享和期のように、総人数を毎年交代させる形をとらなかつたことである。第三は幕府から指定された兵士数を各番所で充足せず、それが慣行として成立したことも見逃すことはできない。

さて文政五年七日、松前に詰めていた最後の諸士足軽が帰弘して、

文化4年より文政5年に至る津軽藩の蝦夷地警衛形態

| 場所 年代 | 北蝦夷地 | ソウヤ | 松前 | 江差 | ヤケナイ | トウヘツ | エトロフ | シヤリ | 手汐 | リイシリ | 台場 受持 | 渡海 総数 |
|----------|--------------|-------------|----------------------------|-------------|------|------|------|-------|----|------|----------|----------|
| 文化4年 | | (230) | (150) | (100) | | | (23) | (100) | | | | 1002 |
| 5 | | | 181 (100) | 264 (50) | | | | | 73 | | | 708 |
| 6 | 111 (7) | 107 (50) | 103 (70) | 50 (50) | | | | | | 105 | | 513 |
| 7 | 178 (100) | 91 (50) | 100 (50) | 50 (50) | | | | | | | | 419 |
| 8 | 126 (100) | 66 (50) | 100 (68) | 60 (50) | | | | | | | | 352 |
| 9 | 126 (100) | 66 (50) | 100 (68) | 60 (50) | | | | | | | | 352 |
| 10 | 126 (100) | 66 (50) | 100 (60) | 50 (50) | 75 | 79 | | | | | | 506 |
| 11 | 126 (100) | 66 (50) | 100 (60) | 50 (50) | | | | | | | | 352 |
| 12 | | | 100 (100) ²⁾ | | | | | | | | 12 | 112 |
| 13 | | | 100 (60) | | | | | | | | 12 | 112 |
| { | | | } | | | | | | | | { | } |
| 文政2年 | | | 121 (60) | | | | | | | | 12 | 133 |
| 3 | | | 100 (60) | | | | | | | | 12 | 112 |
| 4 | | | 100 (60) | | | | | | | | 12 | 112 |
| 5 | | | 100 (60) | | | | | | | | 12 | 112 |

※()は越年者数。大都是一覧、聞見録、歴代記類巻4によって作製した。渡海総数と各場所詰人数合計が一致しないのは、船弘したり病死した者がいたためである。なお、文化5年には高嶋に191人(100)が加わり、同6年には、この外に北蝦夷地に52人を派遣。

寛政年間から継続した津軽藩の蝦夷地警衛の公役は終了した。これより先、前年十二月に幕府は警衛隊の撤兵を命じると共に、津軽藩には北浜（津軽半島の蝦夷地渡海口近辺）に人数を置いて有事に備えさせた。三概駐屯に關しては文化十一年十月、同藩の蝦夷地警備を五ヶ所の大筒台場受持に縮小させた時点（表を参照のこと）に、命じてあった。⁴⁶ 文政四年から右の体制が本格化し、領内の近海を航行する異国船警戒の任に當った。また領内の各所に台場を構築して大砲を備え、家臣団に軍事訓練を施すなど海岸防備に専念した。⁴⁷

三概詰と沿岸警備は幕藩制の崩壊まで基本的に継続したが、嘉永七年の開港後、再度松前藩が上知されて蝦夷地が幕府直轄領に編入されて、安政二年三月、津軽藩は仙台・秋田・南部・松前四藩と共に蝦夷地警備を再び命ぜられた。既に前年八月に老中阿部正弘から箱館奉行の要請があり次第出兵すべき旨の通達を受けており、二年四月、三概詰の百人に渡海を命じた。⁴⁸ その後、津軽藩は箱館付近と西蝦夷地警衛の任務に就き、安政六年、蝦夷地の内寿都より瀬柵迄を幕府から給与されたので、警備の家臣を恒常的に同地へ置かなくてはならなかった。⁴⁹ 元治元年の幕府への届書には、箱館詰人数二百人、寿都詰の百人が交代して任務を遂行している旨の報告がされており、毎年ほぼ同数の藩士が

警衛のため渡海した。⁵⁰

右の外に幕末期津輕藩に課せられた公役は、京都守衛と江戸各所の警備である。京都守衛は文久二年六月に命ぜられたが、翌三年十月、箱館警備の理由を以て免除された。⁵²しかし元治元年禁門の変勃発のため、再度京都守衛を命ぜられ、急遽書院番ほか二十人、兵士三十人、奇銃隊二十人が京都にのぼった。⁵³ついで同十二月、藩主津輕承昭が総勢千五百五十人を引き具して上洛した。⁵⁴それ以後、慶応元年正月京都南御門の警備を命ぜられ、それを免除されてから四ツ塚の警固に廻った。⁵⁵

他方、江戸に於ては元治元年七月に、浅草・本所両御蔵の警備を命ぜられた。⁵⁶その際、一方の蔵を免除してくれるようお願いしたが許されず、同年十二月に至って前述の京都詰の理由を以て免除された。⁵⁷慶応元年五月、津輕藩は將軍留守中に於ける江戸の警備を命ぜられ、続いて九月、非常の節に常盤橋門内に三十騎の出動を要請された。⁵⁸この常盤橋門人数差出は、同三年十月に大政奉還がなされているにも拘らず、十一月にも命ぜられた。⁶⁰当該人数差出は非常の節という但書が付されているので、従来の江戸城橋門番とは性格を異にするものであろう。

右の公役を以て、幕府が成立期から津輕藩に賦課した全公役は終りを告げた。この後、新政府が津輕藩へ初めて命令した役は、明治元年正月十一日、津輕承昭の上洛と十五日の慶喜征討の援兵を命じるものであった。⁶¹

註(1)「市史」七九一・七九二頁。

(2) 歴代記類 卷三 寛政元年七月十五日の条。

(3) 惣人数並武器覚(津輕家文書 TK二一五一—四)

(4) 松前御加勢御人数軍船調(保存会 丙二二一—〇八二)。

(5) 「青森県史」第二卷(青森県 大正十五年)六三六頁。

以後、同書を「県史」と記す。

(6) 「禁令考」一九九号。

(7) 歴代記類 卷三 寛政元年八月二十一日の条。

(8) 右同書 寛政四年十一月十六日の条。

(9) 佐藤家記(歴代記類 卷四 寛政四年十一月十六日の条)には、当派兵人数が二百四十二名と記されているが、諸書によって異同がある。本稿では「市史」が二百四十二名を採用しているので、それに従った。

(10) 「財經史料」卷十 三五頁。

(11) 歴代記類 卷四 寛政九年九月二十二日の条。

(12) 松前御用大都是一覧(保存会 丙一三一—一〇二)。以後

同史料を大都是一覧と記す。

(13) 「県史」第二卷 六二九—六三六頁。

(14) 大都是一覧には、今度の出兵人員を三百三十九名と記している。

(15) 御渡武器調(「県史」第二卷)六四二頁。

(16) 「北海道史」第一(北海道庁 大正七年)四六一—四六四頁。以後、同書を「道史」と記す。

(17) 「市史」七九四頁。

(18) 「財経史料」卷十 三七頁。

(19) 聞見録 本藩年代記之内(岩見文庫 GK二一五一七)。

(20) 大都一覽。

(21) 右同書。

(22) 右同書。

(23) 右同書。

(24) 「道史」五一七頁。

(25) 大都一覽。

(26) 「県史」第二卷 七五六頁。

(27) 大都一覽。「道史」によれば、長万部・虻田間は難所も多く、寛政十一年に松前藩が幕命を受けて開鑿したが工事は完成しなかった。津軽藩の担当したレブンゲ山道はその中にあり、凡そ四里、道幅三尺を標準とし、道の左右各三尺づつ草木を伐り払ったという。一方、南部藩は類似山道の修築を担当した(四九五頁)。

(28) 大都一覽。

(29) 歴代記類 卷四 文化二年五月十五日の条。

(30) 右同書 寛政五年四月二十六日の条。

(31) 右同書 寛政七年六月十六日の条。

(32) 右同書 文化三年三月八日の条。

(33) (30)と同日の条。

(34) 幕府老中奉書(津軽家文書 TK二八九一〇〇) 文化三年三月八日付。

(35) 「財経史料」卷十 五八頁。

(36) 大都一覽。

(37) 歴代記類 卷四 文化四年六月一日の条。「財経史料」卷十 六六―六八頁。

(38) 大都一覽。「道史」四九一―四九三頁。

(39) 右同書。

(40) 「県史」第二卷 七八九頁。

(41) 「財経史料」卷十 九九・一〇〇頁。「道史」四九一―四九三頁。

(42) 「財経史料」卷十 九九・一〇〇頁。

(43) 大都一覽。

(44) 歴代記類 卷四 文化五年十二月十八日の条。

(45) 「県史」第二卷 一〇六六・一〇六七頁。

(46) 右同書 一〇四六―一〇四八頁。

(47) 「市史」八〇五―八〇七頁。

(48) 歴代記類 卷五 安政二年四月二十七日の条。

(49) 「県史」第三卷 二七五・二七六頁。

(50) 国日記 元治元年七月二十八日の条。

(51) 「県史」第三卷 三〇〇頁。

(52) 右同書 三〇三頁。

(53) 右同書 三一・三三頁。

(54) 右同書 三二〇頁。

(55) 右同書 三二九頁。

(56) 右同書 三一〇・三一頁。

(57) 右同書 三一七頁。

(58) 右同書 三三四頁。

(59) 国日記 慶応元年九月十日の条。

(60) 右同書 慶応三年十一月十三日の条。

(61) 「県史」第三卷 三六五・三六六頁。

むすび

以上、蕪雑な説明に終始したが、幕藩制の成立から崩壊に至る全期間にわたって、津輕藩に課せられた公役を概観し検討を加えてきた。本州の北端に位置し幕藩制の北方辺境に位置づけられた津輕藩に賦課された公役の特質に関しては、次のように纏めることができるであろう。

成立期に於ては、他の諸藩と変りなく軍事出動を行い、同様に上洛供奉を命ぜられた。上洛の際の派遣人員数は、元和期は大坂の陣を基準としてその半役、寛永期は寛永の軍役令の半役に相当するものであった。普請役については本文で詳細に述べた通りである。回数
の僅少さを別にすれば津輕藩のみが格別に特異性を發揮しているという印象は持ち得ない。預人・キリシタン流人の受取りは、これもまた津輕藩のみの現象ではない。しかし成立期に限らず近世全体を通じて、近隣の諸藩と比較した場合、殊に普請役は本格的なものは数回に留まり、回数乃至内容に於てもかなりの相違があることは着目しなければならぬ(秋田・南部両藩は成立期より城普請など大規模な修築に参加)。

確立期に入った幕藩制下の公役としては、高田検地・日光諸堂や社寺の修理・江戸城橋門番などの警備・公家衆接待・河川普請などが津輕藩に賦課された。これらの諸役は綱吉政権下ではほ出揃って一般的役賦課が津輕藩になされ、しかも幕末に至る迄基本的な変更はなかったから、ここに同藩は確立期幕藩制の公役体系に名実ともに抱合されたと考えられる。また普請役賦課の僅少性と相俟って、平時に於ける諸役が重複することを、幕府が慎重に回避したのは注目される。それは同藩の領知高が小量であるため、役負担能力の限界を考慮したものとと思われるが、元和期の川中島転封問題^①にもみられる如く、十万石相当の地への転封をすれば、内高より減少するため反対している有様であり、中後期には本高とは別に恒常的な新田高(本高の約四倍)をその都度幕府へ報告して幕府も役負担能力の範囲を承知しているのであるから、領知高の多寡では説明できない。本文中でもみたように、既に成立期から設定されている「北狄の押へ」としての同藩に、過重な公役を賦課してその任務遂行に支障をきたすのを憚って、幕府も躊躇したものとと思われる。

さて正徳期と推定される史料に、慶長十六年家康が信枚に養女満天姫を嫁したのは、「辺土之在所故、其頃迄者度々一揆起申候、必竟領主輕故と就被為思召候、御養女被下置候、狄地之押へ茂有之候之間、追而者御取立可被下置旨御内意御座候^④」と記してあり、幕府の成立期津輕藩に対する挺入れは、領主権力の強化と狄地への防備のためであると述べている。右の見方と、大坂の陣に於ける帰国の事情や、寛永九年青森陣屋の設置(北夷に備える目的)^⑤、シャクシ

ヤンの乱の派兵に関する幕府と津輕藩の対応、一連の蝦夷地警衛及び領内沿岸警備の実態を併せて想起すれば、幕藩制に於ける津輕藩の一つの役割といったものが浮彫りにされるであろう。即ち蝦夷地に事変が勃発した時には派兵ないし警衛を担当し、松前藩が危機に陥った場合には本州の最前線として防備を固めて、平時には前述の諸役を遂行し幕府に対する奉公を果すというものである。その場合、普請役には変化が現われると共に各役の重複は回避され、蝦夷地派兵に際しては神田橋門警備が免除されて、しかも同役は派兵中を除外して命ぜられるなどの措置が採られた。

隣りの松前藩は二度上知されたが、津輕藩にも津輕半島上知計画の存在したことがあり、それは同藩が北方防衛の第二の拠点として位置づけられたことを裏書きするものであろう。つまり本州の北方辺境に位置づけられた津輕藩は、絶えず蝦夷地の動静を睨んだ上で幕府からその対応を迫られたのであるが、平時の役賦課もその影響を免れず、津輕藩々政史への規定性にも決定的なものがあつた。

筆を擱くにあたって、残した問題が余りにも多いことに驚く。第一に右に述べたように役賦課が津輕藩の領内支配ならびに藩財政に如何なる影響を与え、藩体制の成立と発展に作用したのか。また蝦夷地警衛に出兵した藩家臣団の再編成の問題と給人財政への打撃など問題は尽きない。公役自体をとってみても、参勤交代と他の諸役との関りあいの問題などが残されており、これらの諸問題は紙数も尽きたので、今後解明する課題として提示するに留める。

註(1) 荒井前掲論文は、この間の事情について詳しい。

(2) 所替之儀に付津輕土佐守内存口上之覚(津輕家文書 国

立史料館 四六二)。

(3) たとえば江戸日記 寛延二年十一月四日の条に、災害時には幕府へ領内の被害状況を報告しており、その際、新田高は本高と区別して記している。

(4) 徳川家との由緒につき津輕土佐守御書付覚(津輕家文書 国立史料館 四六一)。

(5) 歴代記類 卷一 寛永九年の条。

(6) 「市史」七九三頁。その際、下北半島も上知の候補にのぼっている。

〔本稿は、昭和五十三年度特定研究「北奥羽圏の社会及び文化の構造と特質に関する研究」(代表者 拜司静夫)の成果の一部である。〕
(弘前大学人文学部講師)